

高齢者・子育て 世帯リフォーム支援事業

高齢者バリアフリー型

- (1) 世帯要件 (下記を全て満たす)
- ◆ 65歳以上の高齢者がいる世帯
 - ◆ 世帯員全員の前年の**所得総額が350万円未満**
(高齢者と高齢者以外で構成する世帯の場合は、公的年金等を除く)
- (2) 対象工事 (市内事業者を活用)
- ◆ 高齢者の寝室等の増築、間取り変更内装改修工事
 - ◆ バリアフリー改修工事
- ※同時に実施する省エネ改修工事も含まれます。
- (3) 補助金額
- ◆ 対象工事費の**20%(上限40万円)**

子育て支援型

3人以上の多子世帯
※には**10万円**加算

- (1) 世帯要件 (下記を全て満たす)
- ◆ **18歳未満**の子どもがいる世帯
(当該年度4月1日時点での年齢)
 - ◆ 世帯員全員(三世代同居世帯は子育て世帯員に限る)の前年の**所得総額が600万円未満**
- (2) 対象工事 (市内事業者を活用)
- ◆ 子ども部屋等の増築、間取り変更内装改修工事 (**ベビーカー用スロープ設置工事も含む。**)
 - ◆ 子どものために行う便所、浴室、洗面所の改修工事
- ※同時に実施する省エネ改修工事も含まれます。
- ◆ テレワークスペース、対面キッチン改修工事等
 - ◆ 祖父又は祖母が近居する場合のバリアフリー工事
- (3) 補助金額
- ◆ 対象工事費の**20%(上限50万円)**

三世代同居支援型

- (1) 世帯要件 (下記を全て満たす)
- ◆ 18歳未満の子どもを含む**三世代以上**で構成される世帯
- (2) 対象工事 (市内事業者を活用)
- ◆ 玄関、便所、浴室洗面所、キッチンの4つの部位のうち、1部位以上を改修又は増設すること。
 - ◆ 世帯を区切るための間仕切り壁やドアを設置
- ※同時に実施する省エネ改修工事も含まれます。
※昭和56年5月以前に建築された物件は、リフォーム完了後に耐震性を有する必要があります。
- (3) 補助金額
- ◆ 対象工事費の**50%(上限75万円)**

3人以上の多子世帯
※には**10万円**加算

※多子世帯
...18歳未満のお
子さんが3人以上
いる世帯

昭和56年5月31日以前
に建てられた木造住宅に
あっては、事前に、耐震
アドバイザー派遣制度を
利用してください。



★添付書類★

- ①世帯員全員分の住民票の写し
- ②世帯全員分の前年の所得証明書 (バリアフリー型、子育て支援型、三世代同居支援型を利用しバリアフリー工事、子育てのための改修工事を行う場合)
- ③平面図
- ④見積書
- ⑤施工前写真 (※工事終了報告時、施工途中と施工後写真も必要)
- ⑥建築年数が分かる書類
- ⑦耐震アドバイザー制度の利用の書類 (昭和56年5月31日以前に建てられた建物に限る)
- ⑧戸籍謄本 (祖父又は祖母が近居する場合のバリアフリー工事のみ)